

尾張旭市ヤングケアラーに関する調査  
報告書

令和7年4月

尾張旭市

## 目次

1	調査概要	1
(1)	調査の背景と目的	1
(2)	調査の対象と回収状況	2
(3)	調査方法	3
(4)	調査期間	3
(5)	調査項目	3
(6)	グラフの見方	4
2	アンケート調査結果	5
(1)	ヤングケアラーの言葉の認知度	5
(2)	ヤングケアラーに気づききっかけ	6
(3)	ヤングケアラーが介護力と見なされること	7
(4)	ヤングケアラーと思われるこどもがいるか	8
(5)	ヤングケアラーへの具体的な支援事例の有無	9
(6)	ヤングケアラーに気づいたきっかけ	10
(7)	ヤングケアラー発見時の相談先	11
(8)	ヤングケアラー支援のために必要なこと	13
(9)	貴団体／あなたが他の団体と連携してできること	15
(10)	ヤングケアラー支援のための意見やアイデア	16
3	ヒアリング調査結果（主な意見内容）	18
4	本市におけるヤングケアラー支援に関する現状と考察、今後の対応について	19
(1)	ヤングケアラーの認知度向上に向けた啓発	19
(2)	ヤングケアラー情報の集約化及びヤングケアラーに関する相談窓口の周知	19
(3)	ヤングケアラーの把握	20
(4)	ヤングケアラー支援内容の充実	20

---

# 1 調査概要

---

## (1) 調査の背景と目的

近年、「ヤングケアラー」といわれる子どもたちの存在が社会的に注目されるようになり、国や地方公共団体等の調査を通じて、彼らが直面する問題が明らかになりつつあります。社会全体で、ヤングケアラーについての認識を広めるとともに、支援を必要としている子どもとその家族に対する具体的な支援策のあり方を検討することが求められています。

国においては、平成 30 年度以降、ヤングケアラーの実態に関する調査研究を始め、ヤングケアラーの把握方法や支援のあり方に関する調査研究が進められています。

また、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、令和 6 年 6 月 12 日に公布・施行されました。この改正では、ヤングケアラーを「家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記されました。

愛知県では、令和 3 年度に県内の小・中学校及び高等学校を対象に実態調査が行われ、令和 4～6 年度にかけて市町村モデル事業の実施、さらに研修や講座の開催、啓発活動等が行われています。

本市においても、ヤングケアラーに関する取組として、令和 5 年度に庁内の関係部署で情報共有や支援策の検討等を行いました。検討を重ねる中で、ヤングケアラーが担うケアと一般的なお手伝いの違いのあいまいさから、ヤングケアラーを把握することの難しさを改めて確認しました。また、ヤングケアラーの置かれている状況に対応した適切な支援が提供できるのかという課題も明らかになり、様々な分野の部署が連携して取り組んでいくことの必要性を認識したところです。

この調査では、令和 5 年度に実施した検討結果を踏まえて、ヤングケアラーに関わることが想定される学校や保育園、福祉の関係団体等を対象に、認知度、対象者の把握と支援の状況、行政との協働の意向について調査しました。今後の本市のヤングケアラー支援体制を構築するための基礎資料とするとともに、調査機関に対してもアンケートへの回答を通じてヤングケアラーの現状及び課題についての認識を深め、支援の必要性について考える契機とすることを目的としています。

## (2) 調査の対象と回収状況

### ①アンケート調査

○アンケート調査は、学校、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）、高齢者福祉事業所、障がい児・者福祉事業所、保育園、法人・団体等、民生委員・児童委員を対象に実施しました。

	分類	調査対象（数）	調査対象数	回収数	有効回収率
1	学校等	小学校（9） 中学校（3） 県立高等学校（1） SSW（3）	16校・ 人	16校・ 人	100.0%
2	団体等	保育所（20） 高齢福祉サービス事業所（20） 障がい福祉サービス事業所（8） こども食堂（3） 学習支援（2） 日本語教室（2） その他（3）	58団体 等	45団体 等	77.6%
3	民生委員・児童委員		130人	116人	89.2%

### ②ヒアリング調査

○ヒアリング調査は、アンケート調査において、ヤングケアラーを支援している、あるいは支援したことがあると回答した学校等、団体等、民生委員・児童委員を対象に実施しました。

	分類	調査対象	調査対象数
1	学校等	小学校（4） 中学校（3） SSW（3）	10校・人
2	団体等	保育所（2） 高齢福祉サービス事業所（2） 障がい福祉サービス事業所（2） 学習支援（1） その他（日本語教室、子育て相談、母子保健、福祉政策（生活困窮担当））（3）	10団体
3	民生委員・児童委員		2人

### (3) 調査方法

- 学校、民間団体等については、メール又は依頼状を送付し、WEBにて回答
- 民生委員・児童委員及びSSWは、関係課などを通じて調査票を配布し回答
- ヒアリング調査は、対面にて実施

### (4) 調査期間

#### ①アンケート調査

令和6年7月5日（金）～8月31日（土）

#### ②ヒアリング調査

令和6年10月2日（水）～10月29日（火）

### (5) 調査項目

#### ①アンケート調査

- ヤングケアラーの言葉の認知度
- ヤングケアラーに気づききっかけ
- ヤングケアラーが介護力と見なされること
- ヤングケアラーと思われるこどもがいるか
- ヤングケアラーへの具体的な支援事例の有無
- ヤングケアラーに気づいたきっかけ
- ヤングケアラー発見時の相談先
- ヤングケアラー支援のために必要なこと
- 貴団体／あなたが他の団体と連携してできること
- ヤングケアラー支援のための意見やアイデア

#### ②ヒアリング調査

- 支援している（支援していた）ヤングケアラーについて
- ヤングケアラー支援のために必要なこと
- ヤングケアラー支援での連携の可能性

## (6) グラフの見方

### ① 「n」について

- ・グラフや表中の「n」とは、Number of Case の略で、各設問に該当する回答者総数を表します。「n=〇〇〇」として掲載し、各比率はnを100%として算出しています（回答者総数または該当者数）
- ・クロス集計では、表側の「無回答」を省略しているため、単純集計における全体の回答者数（n）と各項目の回答者数（n）の合計は一致しない場合があります。

### ② 「%」について

- ・構成比（%）は、原則として小数点以下第2位を四捨五入して算出した数値であるため、単数回答（1つだけに○をつけるもの）の設問であっても、合計が100.0%にならない場合があります。
- ・また、複数回答（いくつでも○をつけるものなど）の設問の場合は、「n」に対する各選択肢の回答者数の割合を示します。
- ・複数回答の場合、各項目の比率の合計は100.0%を超えることがあります。
- ・なお、集計結果は特記しない限り「無回答」を含みます。

### ③ 選択肢の記載について

- ・グラフの見出し及び文章中の選択肢の表現については、意味の変わらない範囲で省略している場合があります。
- ・グラフ中に「※」の印が付いた項目は選択肢がないものです。「0.0」の表記がある場合は選択肢があっても、回答がなかった項目です。

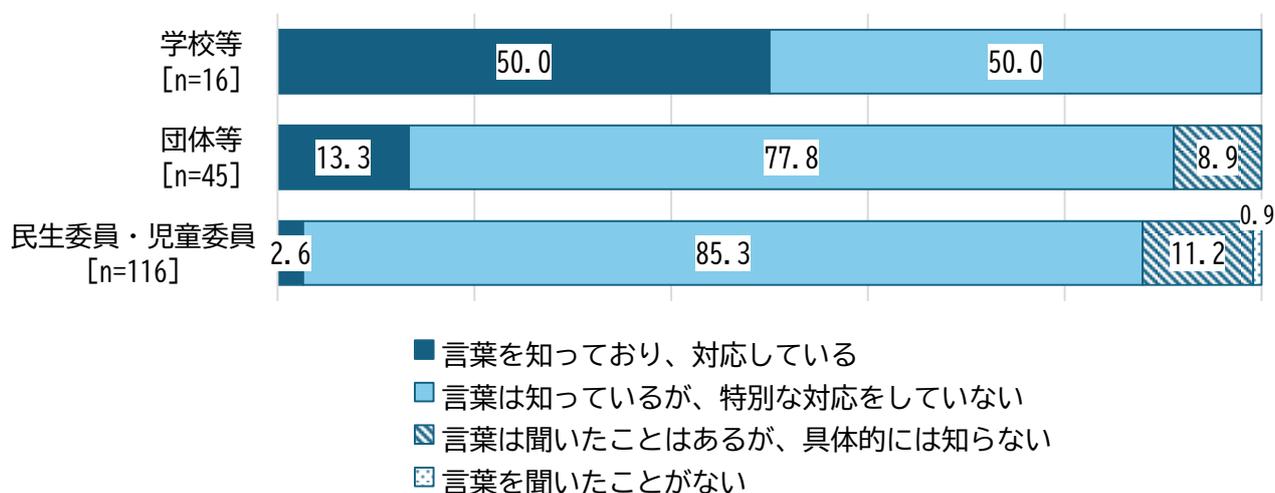
## 2 アンケート調査結果

### (1) ヤングケアラーの言葉の認知度

問 ヤングケアラーという言葉について知っていましたか。(単数回答)

○ヤングケアラーという言葉の認知度「言葉を知っており、対応している」「言葉は知っているが、特別な対応はしていない」については、学校等は 100%、団体等は 91.1%、民生委員・児童委員は 87.9%と回答しています。

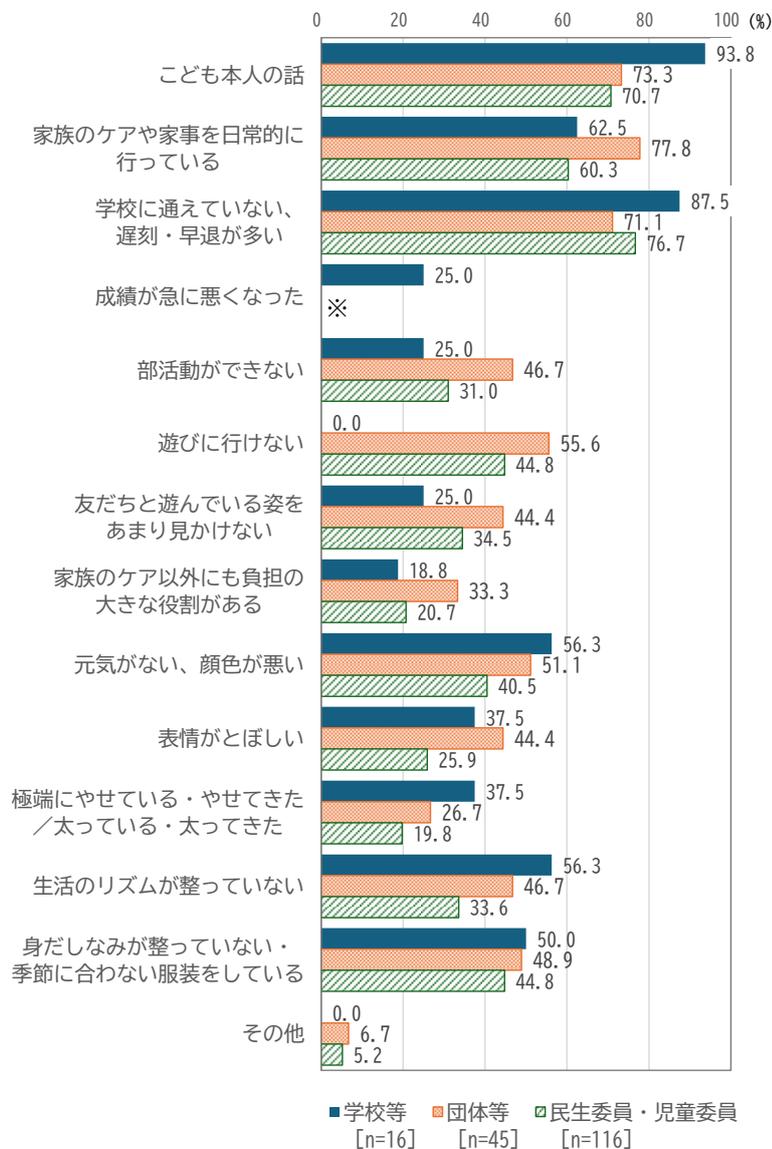
○「言葉を知っており、対応している」は、学校等では 50%、団体等で 13.3%、民生委員・児童委員では 2.6%になっています。



## (2) ヤングケアラーに気づくきっかけ

問 大人が子どもを見守る中で、ヤングケアラーであることに気づくきっかけとしてどのようなことがあると思いますか。(複数回答)

- ヤングケアラーに気づくきっかけとしては、学校等では「子ども本人の話」が 93.8%と最も高く「学校に通えていない、遅刻・早退が多い」が 87.5%と続いて高くなっています。
- 団体等は「家族のケアや家事を日常的に行っている」が 77.8%と最も高く、次いで「子ども本人の話」が 73.3%、「学校に通えていない、遅刻・早退が多い」が 71.1%という順になっています。
- 民生委員・児童委員は「学校に通えていない、遅刻・早退が多い」が 76.7%と最も高く、次いで「子ども本人の話」が 70.7%、「家族のケアや家事を日常的に行っている」が 60.3%という順になっています。



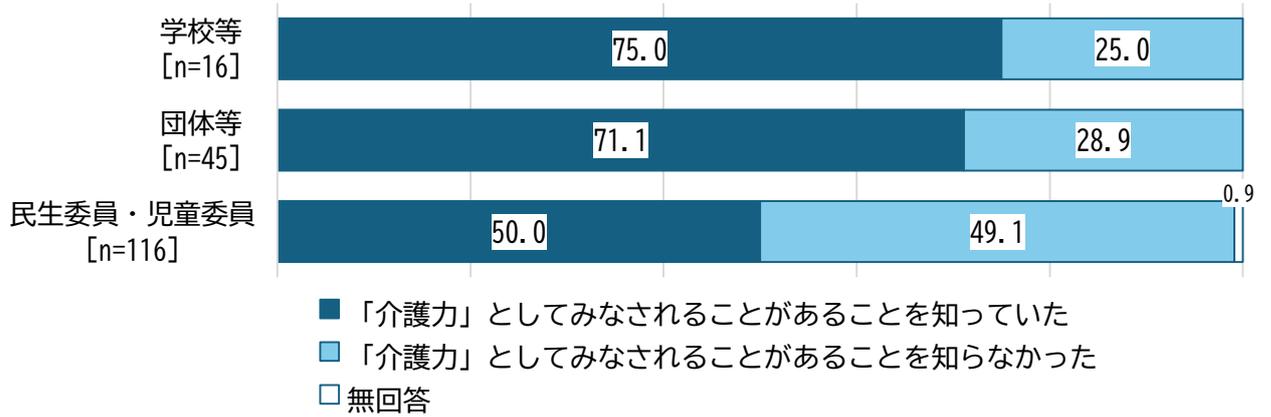
### [その他の意見]

民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近所の人からの情報</li> <li>・子どもからのうわさ話</li> </ul>
-----------	---

### (3) ヤングケアラーが介護力と見なされること

問 ヤングケアラーが大人と同様の「介護力」と見なされる事例があることを知っていましたか。(単数回答)

○ヤングケアラーが家庭の「介護力」とみなされることについては、学校等は 75.0%、団体等は 71.1%、民生委員・児童委員では 50.0%が知っていると回答しました。

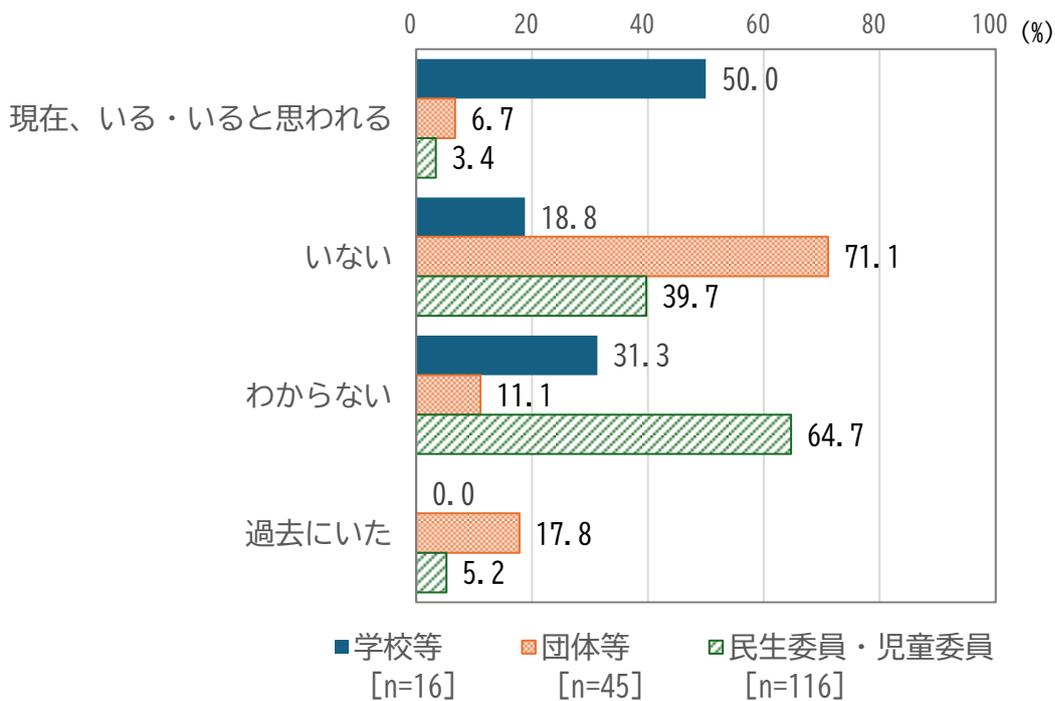


#### (4) ヤングケアラーと思われるこどもがいるか

問 ヤングケアラーの定義を見て、貴団体／あなたが関わる家庭のこどもにヤングケアラーと思われる（可能性も含めて）こども（18歳未満）はいますか。（複数回答）

- ヤングケアラーが「現在、いる・いると思われる」については、学校等 50.0%（8校・人）、団体等 6.7%（3団体）、民生委員・児童委員 3.4%（4人）と回答しています。
- 「過去にいた」については、団体等 17.8%（8団体）、民生委員・児童委員 5.2%（6人）と回答しています。
- 「いない」については、学校等 18.8%、団体等 71.1%、民生委員・児童委員 39.7%、「わからない」については、学校等 31.3%、団体等の 11.1%、民生委員・児童委員の 64.7%と回答しています。
- ヤングケアラーと思われるこどもの人数は、合計 29 人でした。

※内訳は、学校等が、20 人、団体等は、6 人、民生委員・児童委員は 3 人。ただし、各機関がそれぞれで把握しているため、重複している可能性があります。



ヤングケアラーと思われるこどもの人数

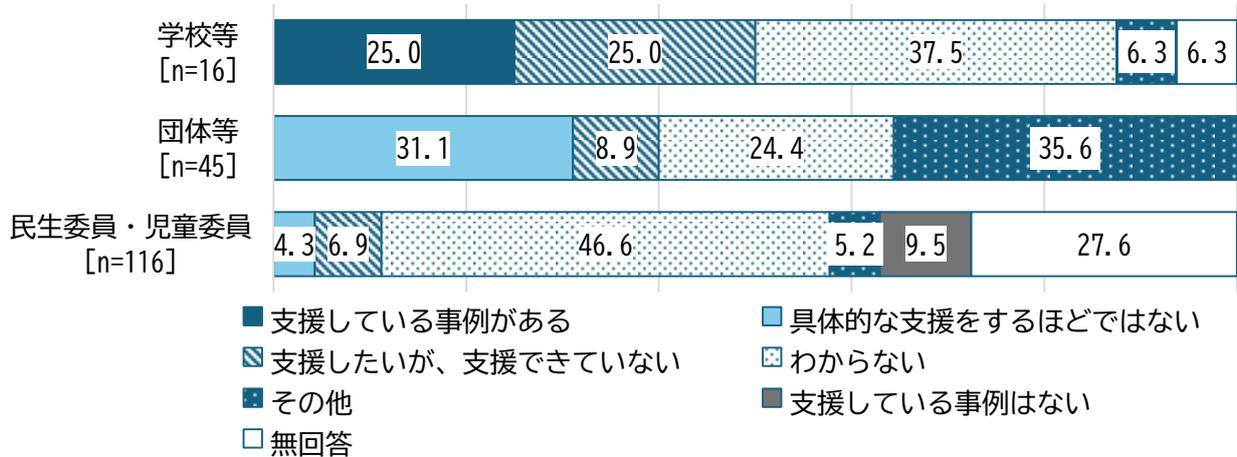
調査対象	回答数	把握しているヤングケアラーの人数
学校等	8校・人	20人
団体等	3団体等	6人
民生委員・児童委員	2人	3人

## (5) ヤングケアラーへの具体的な支援事例の有無

問 貴団体／あなたはヤングケアラーと思われるこどもに対して、具体的に支援している事例はありますか。（貴団体／あなたによる直接的な支援や見守りのほか、関係機関へつないだものも含む）

○ヤングケアラーへの具体的な支援を「している」については学校等が 25.0%（4校・人）と回答しています。

○「支援したいが、支援できていない」については、学校等 25.0%、団体等 8.9%、民生委員・児童委員 6.9%となっています。



### [具体的な支援の内容]

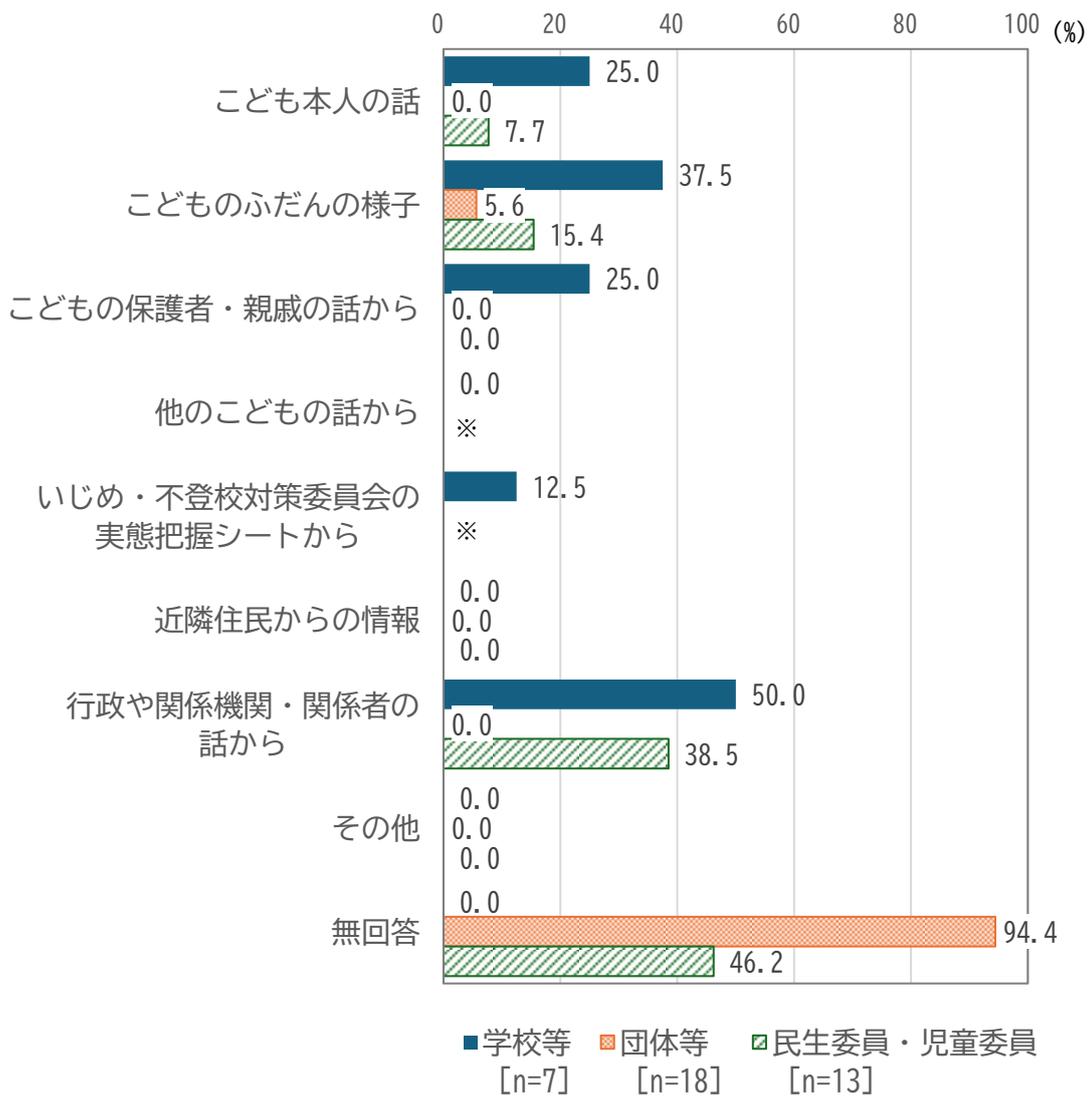
学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関（子育て相談課（現：こども家庭課））と連絡を取り合った。</li> <li>・市の行政サービスを紹介した。</li> <li>・児童の下校に付き添った。</li> <li>・担任から電話連絡を入れ、家庭訪問を実施。</li> </ul>
団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、他親族に報告した。</li> <li>・親族に介護を担ってもらう。</li> <li>・ヘルパーの利用や障がい支援サービスの時間増加等に対応した。</li> <li>・市に報告し、関係機関と連携し、要保護児童として対応した。</li> </ul>
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議員に相談した。</li> </ul>

## (6) ヤングケアラーに気づいたきっかけ

問 ヤングケアラーに気づいたのはどのようなことからですか。(複数回答)

○こどもがヤングケアラーかもしれないと気付いたきっかけについては、学校等では「行政や関係機関・関係者の話から」が 50.0%と最も高く、「こどものふだんの様子」が 37.5%となっています。次いで「こども本人の話」及び「こどもの保護者・親戚の話から」が続いています。

○民生委員・児童委員では「行政や関係機関・関係者の話から」が 38.5%と高く、「こどものふだんの様子」15.4%が続いています。



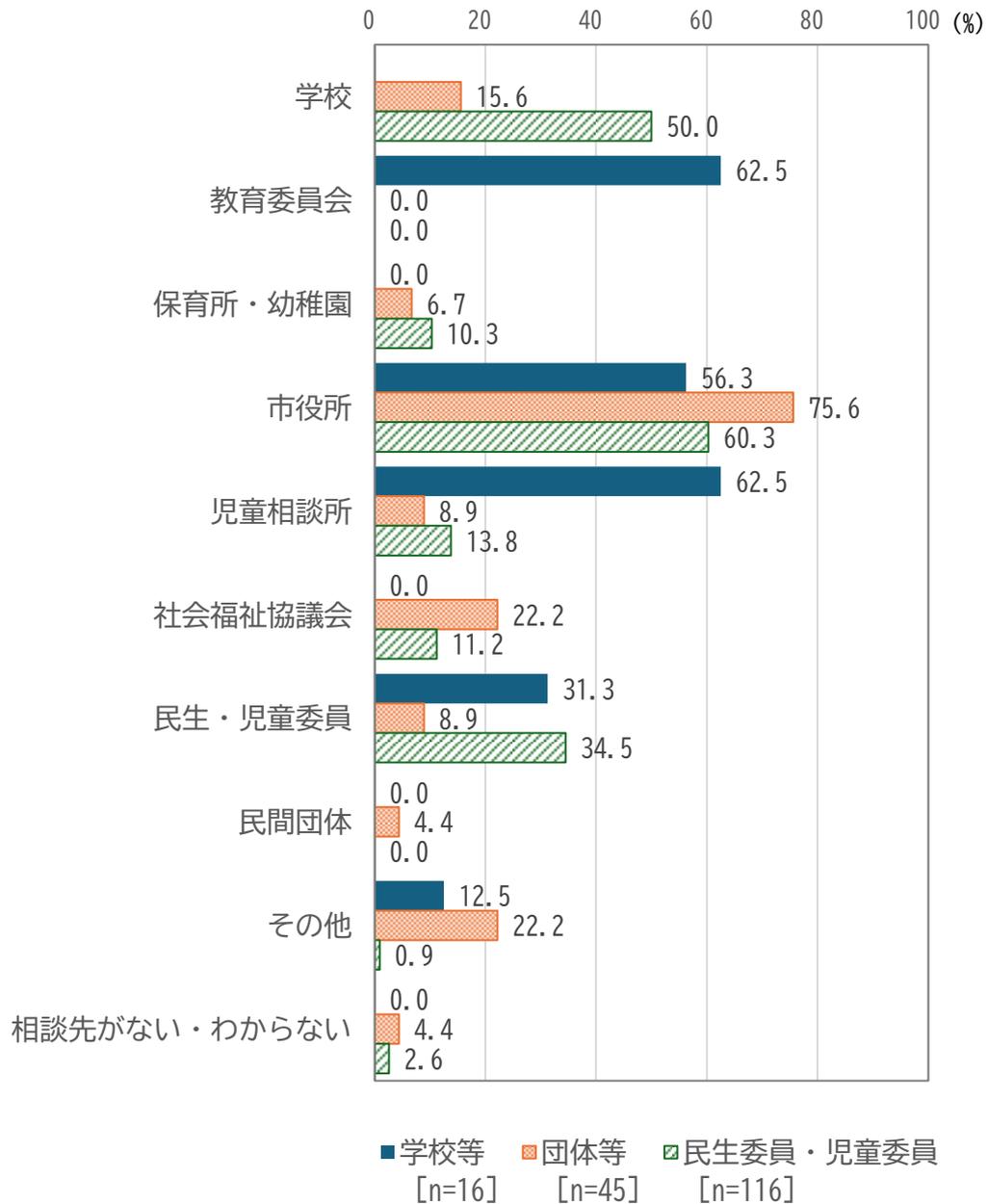
### [その他の意見]

学校等	・遅刻、欠席が多くなった。 ・欠席理由や本人及び母親からの話があった。
団体等	・「家の用事がある。行きたくない。」等の理由で修学旅行に行かなかった。
民生委員・児童委員	・慣れた様子でスーパーに食品の買い物に来ているのを見かけた。

## (7) ヤングケアラー発見時の相談先

問 貴団体では／あなたは、ヤングケアラーと思われる子どもを発見・把握した場合に、主にどこに相談していますか・しますか。(複数回答)

○ヤングケアラーと思われる子どもを発見した場合の相談先として、学校等は教育委員会と児童相談所が62.5%と最も高く、次いで市役所が56.3%となっております。団体等は市役所が75.6%と最も高く、民生委員・児童委員についても市役所が60.3%と最も高く、次いで、学校が50.0%となっています。



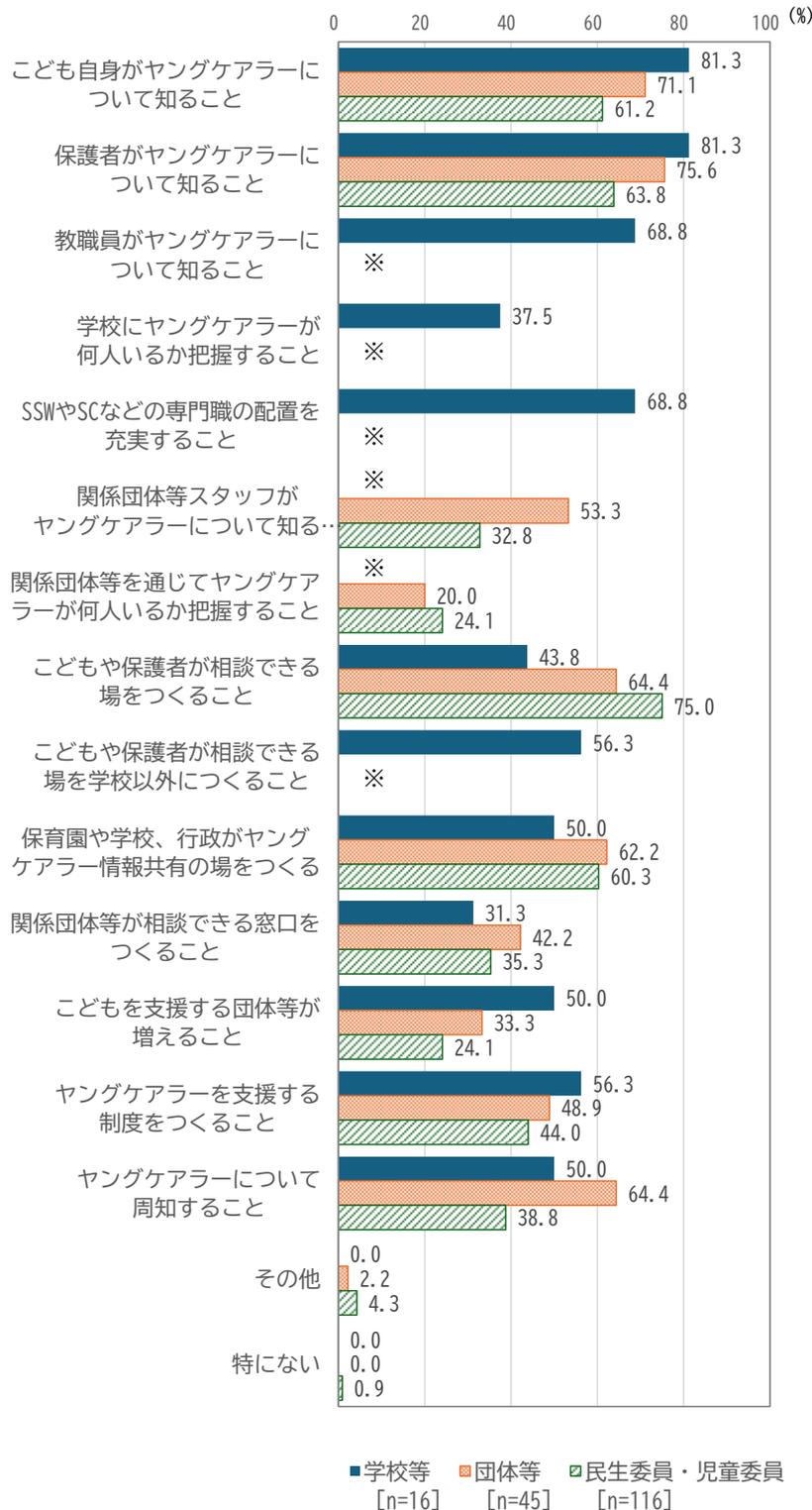
[その他の具体的な相談先]

学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所（子育て相談課（現：こども家庭課）、こども課、福祉課（現：地域福祉課））</li> <li>・他の学校</li> </ul>
団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所（子育て相談課（現：こども家庭課）、保育課、子育て支援センター、学校教育課、健康課、福祉課（現：地域福祉課）、長寿課）</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・成年後見センター</li> <li>・障がい者基幹相談支援センター</li> <li>・法人本部</li> </ul>
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所（子育て相談課（現：こども家庭課）、こども課、学校教育課、健康課、福祉課（現：地域福祉課）、少年センター）</li> </ul>

## (8) ヤングケアラー支援のために必要なこと

問 ヤングケアラーを支援するために必要なことは何だと思えますか。(複数回答)

○ヤングケアラー支援のために必要なことについては、学校等と団体等は、「子ども自身がヤングケアラーについて知る事」あるいは「保護者がヤングケアラーについて知る事」が最も高く、学校等では81.3%、団体等は71.1%となっています。民生委員・児童委員は「子どもや保護者が相談できる場所をつくること」が75.0%で最も高くなっています。



[その他の意見]

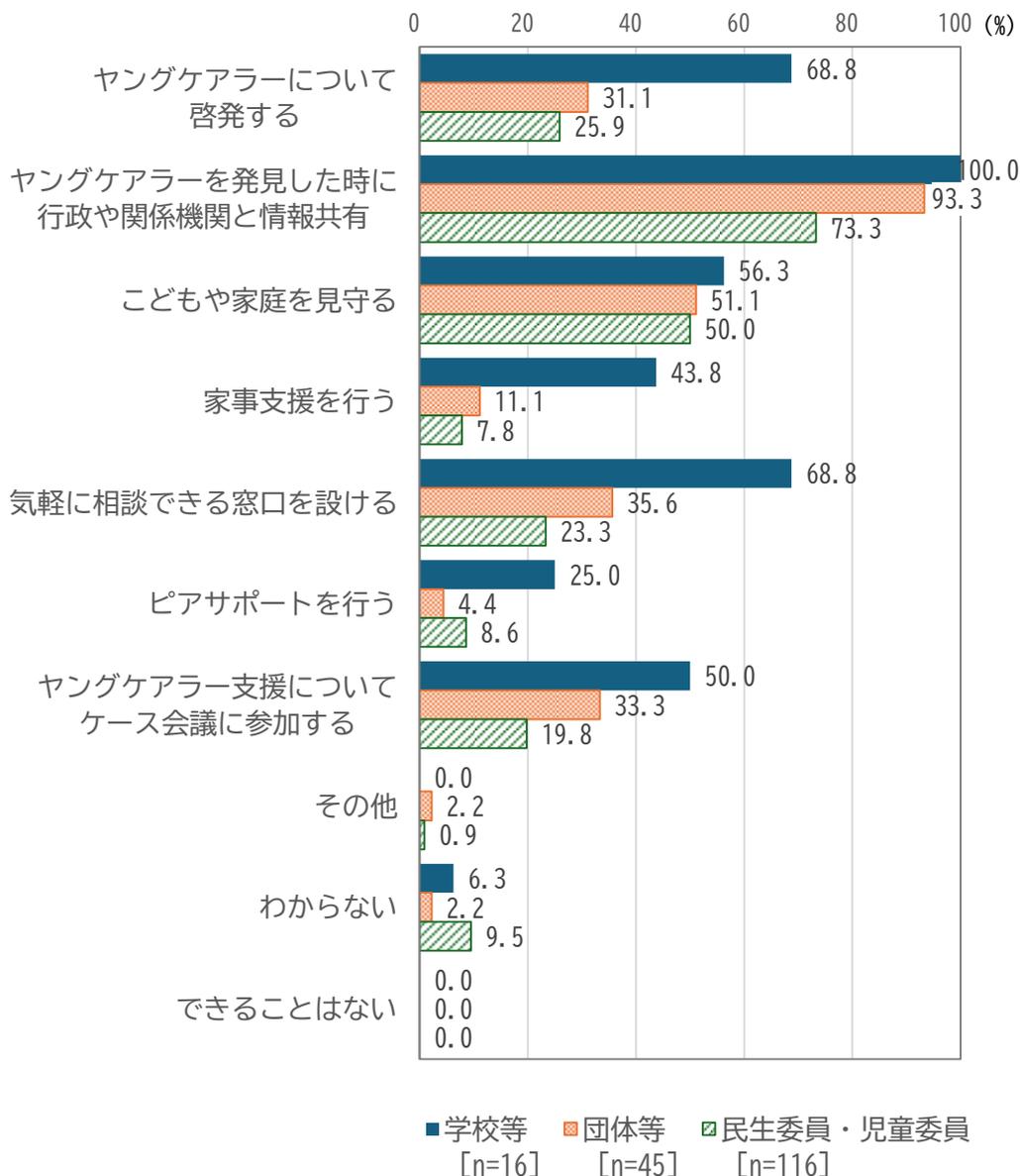
団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもをマンパワーとしている介護の代替案を提供する。</li> <li>・夜間、学校行事、土日祝日への支援援助ができる社会支援が必要である。</li> </ul>
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族を支えたいと思うこどもの気持ちも理解しようとする必要がある。</li> <li>・もう少し学校が地域に対してオープンになる。 （例）校内見守り（見学）等</li> <li>・場や制度の周知をする。</li> <li>・保護者に対してのケアが必要である。</li> </ul>

## (9) 貴団体／あなたが他の団体と連携してできること

問 ヤングケアラーの支援で、貴団体／あなたは行政やその他の団体と連携してどのようなことができると思いますか。(複数回答)

○ヤングケアラー支援で連携してできることについては、「ヤングケアラーを発見した時に行政や関係機関と情報共有を図る」が学校等は 100.0%、団体等は 93.3%、民生委員・児童委員は 73.3%と回答しています。

○学校等は「ヤングケアラーについて啓発する」「気軽に相談できる窓口を設ける」が次いで、68.8%と続いています。



### [その他の意見]

団体等	・保護者に相談窓口を紹介する。
民生委員・児童委員等	・親が病気の際に、ケアマネジャーのような仕組みをつくって社会全体で支える。

(10) ヤングケアラー支援のための意見やアイデア

学校等	<p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・対象児童に気づいたとき取るべき手順や相談先を学校が知っていることが大切だと思う。</li><li>・家庭の支援をすることは難しい状況がある。</li></ul> <p><b>【アイデア】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保護者が相談しやすい機関が周知されるとよい。</li></ul>
団体等	<p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・近隣の人でなければわからないことがある。早く気づくことが大切である。</li><li>・情報共有や見守りをしていきたい。</li><li>・関係機関が垣根なく話し合いができるとよい。</li></ul> <p><b>【アイデア】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・こどもに、現状が当たり前ではないことを知ってもらう。</li><li>・学校でこどもに情報を与える。</li><li>・ヤングケアラーがいることを知ってもらい、こどもの様子に目を向ける視点を増やす。</li><li>・学校も積極的に把握と対応をする。</li><li>・ヤングケアラー認定制度を作る。</li><li>・本人(家族)の同意を得る仕組みづくりも考える。</li><li>・積極的に保護者の意識を変えていけるように、行政が介入する。</li><li>・ケース会議などでそれぞれの機関ができることを支援する。</li><li>・公的負担でもってヘルパー等を派遣する。</li><li>・ヤングケアラーが担っていることに代わるサービスを充実する。</li></ul>

<p>民生委員・児童 委員等</p>	<p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーのを見つけ方が大切である。</li> <li>・小・中学校でのこどもたちの様子が一番気づきやすいのではないかと思う。</li> <li>・現在ある支援について知っておきたい。</li> <li>・民生委員がどこまで介入できるのか。</li> <li>・民生委員は、地域住民という強みは持っている。日夜問わず協力できる。</li> <li>・家庭に関与することなので親が心を開いてくれないと進まないと思う。どうやって踏み込むかが課題となる。</li> <li>・ヤングケアラーをよく知り、見つけていきたいと思う。</li> </ul> <p><b>【アイデア】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「小さいこどもが頻繁に買い物に来ている」とスーパーのスタッフが気づいて連絡をするような仕組みがあるとよい。</li> <li>・「傾聴」がとても大切である。周りの人々が傾聴できるとよい。</li> <li>・学校と民生委員、地域の人が連携をとって、ヤングケアラーを早く見つけて支援をしてもらえるところを探す。</li> <li>・ヤングケアラーについての啓発を学校で行う。</li> <li>・母子家庭や心配な家庭で、遅刻が多い、顔色が悪いこどもに対し、声掛けをして見つけ出し、家事支援につなぐ。</li> <li>・ヤングケアラーのサポートにはスピードが必要である。ある程度の強制的措置（保護・隔離）が必要である。</li> </ul>
------------------------	---

---

### 3 ヒアリング調査結果（主な意見内容）

---

#### ◆ヤングケアラーと思われるこどもの人数について

アンケート調査結果では、ヤングケアラーと思われるこどもの数は合計 29 人でしたが、ヒアリング調査により、各機関が把握している対象者の重複等を精査した結果、実件数は 27 人でした。

#### ◆ヤングケアラー支援のために必要なこと

アンケート調査項目に加えて、支援のために必要なことについての主な意見です。

##### ◇ヤングケアラーについての理解と啓発

- ・ヤングケアラーについての理解は上がってきている。
- ・ヤングケアラーについて、まだわかりにくい部分がある。ケアと一般的なお手伝いの違いの判断が難しい。

##### ◇教員・職員の研修等

- ・教師・職員等大人の研修が必要である。
- ・ヤングケアラーへの声のかけ方についても学べるとよい。

##### ◇こどもへの教育

- ・こども自身の気づきを促すことも重要である。

##### ◇ヤングケアラーへの支援内容

- ・こどもたちから相談を受けたのち、どのような支援ができるのか明確にする必要がある。
- ・家事支援や送迎などの支援が必要である。
- ・相談だけではヤングケアラーのこどもたちは失望し、より心を開かなくなる可能性がある。

##### ◇保護者への働きかけ

- ・保護者に対して、教育や認識を改めるように促す必要がある。

##### ◇ヤングケアラーの把握

- ・ヤングケアラーを把握する実態調査を行い、その上で、具体的な話を聞けるとよい。
- ・高校生の年代は、把握することが難しいことが問題だと感じる。

#### ◆ヤングケアラー支援での連携の可能性

- ・情報共有ができるようなシステムがあればよい。
- ・定期健診のように、第三者がこどもと親の状態を客観的に確認する機会が定期的に設けられているとよい。
- ・ヤングケアラーに気づいたときに連絡する窓口がほしい。

---

## 4 本市におけるヤングケアラー支援に関する現状と考察、今後の対応について

---

### (1) ヤングケアラーの認知度向上に向けた啓発

#### [現況]

アンケート調査において、ヤングケアラーという言葉の認知度「言葉を知っており、対応している」「言葉は知っているが、特別な対応はしていない」については、学校100%、団体等は91.1%、民生委員・児童委員は87.9%との回答でした。

また、「言葉を知っており、対応している」は、学校等では50%、団体等で13.3%、民生委員・児童委員では2.6%になっています。

なお、ヒアリング調査では、「ヤングケアラーについて、理解は上がってきているがわかりにくい部分がある。」また、「ケアと手伝いの違いの判断が難しい。」という意見がありました。

#### [考察]

調査結果から、『知っている』という割合は高いことが伺えます。今後は、研修等を通じて、知識や知見の向上に努めるとともに、ヤングケアラーへの理解、対象者の把握や情報提供の方法、支援内容のPRなどを行っていくことが必要です。

さらに、市民への啓発を行い、ヤングケアラーを社会全体で支援するための機運を醸成していく必要があると考えます。このため、広報やHP、公式SNS等を通じて、定期的に情報を発信し、ヤングケアラーの言葉や内容の認知度、理解度を高めていくことが必要です。

#### [必要な支援策]

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・関係団体への研修の実施</li><li>・啓発パンフレットなどの配布、掲示</li><li>・広報、HP、公式SNS等でのPR 等</li></ul> |
|--|

### (2) ヤングケアラー情報の集約化及びヤングケアラーに関する相談窓口の周知

#### [現況]

今回の調査では、ヤングケアラー発見時の相談先として、市役所、学校、教育委員会、児童相談所が挙げられていました。

#### [考察]

調査結果から、相談先は関係機関により異なっており、統一されていないということが伺えます。相談先窓口の一本化により情報の集約を図り、スムーズな支援につなげる必要があると考えられます。そのため、相談支援を統括する要の役割である「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置するとともに、その周知を図ることが必要です。

#### [必要な支援策]

- ・ヤングケアラー・コーディネーターの育成、配置
- ・チラシなどの配布、掲示
- ・広報、HP、公式SNS等でのPR 等

### (3) ヤングケアラーの把握

#### [現況]

今回の調査では、ヤングケアラーがいるかという質問に対して、「現在、いる・いると思われる」との回答が、学校等が50.0%、団体等が6.7%、民生委員・児童委員が3.4%となりました。また、「わからない」との回答が、学校等が31.3%、団体等が11.1%、民生委員・児童委員が64.7%となりました。

#### [考察]

今回の調査から、ヤングケアラーの把握は、「こども本人の話」「こどもの普段の様子」といった、こどもの変化がきっかけとなることも多く、ヒアリング調査からは、「実態調査を行い、その上で具体的な話を聞けるとよい」という意見も挙げられました。こどもの言動やサインなどからその変化を早期に察知できるよう、研修を通じて支援者側の知識を深めるとともに、関係機関の連携を強化することが重要です。

さらに、定期的に学校等でこどもを対象とした調査を行い、自ら相談できるような仕組みを検討する必要があります。

#### [必要な支援策]

- ・学校、福祉関係者等への研修の実施
- ・関係者によるケース会議の実施
- ・こどもを対象とした調査の実施 等

### (4) ヤングケアラー支援内容の充実

#### [現況]

今回の調査では、ヤングケアラー支援のために必要なことという質問に対して、学校等では「ヤングケアラーを支援する制度をつくること」と半数以上が回答しています。また、ヒアリング調査では、「家事支援や送迎などの支援が必要である」という意見が複数出されています。

#### [考察]

ヤングケアラーの支援では、その把握とともに、多種多様なケースに対応し、様々な関係機関が主体となって、充実した支援策を整備することが必要です。

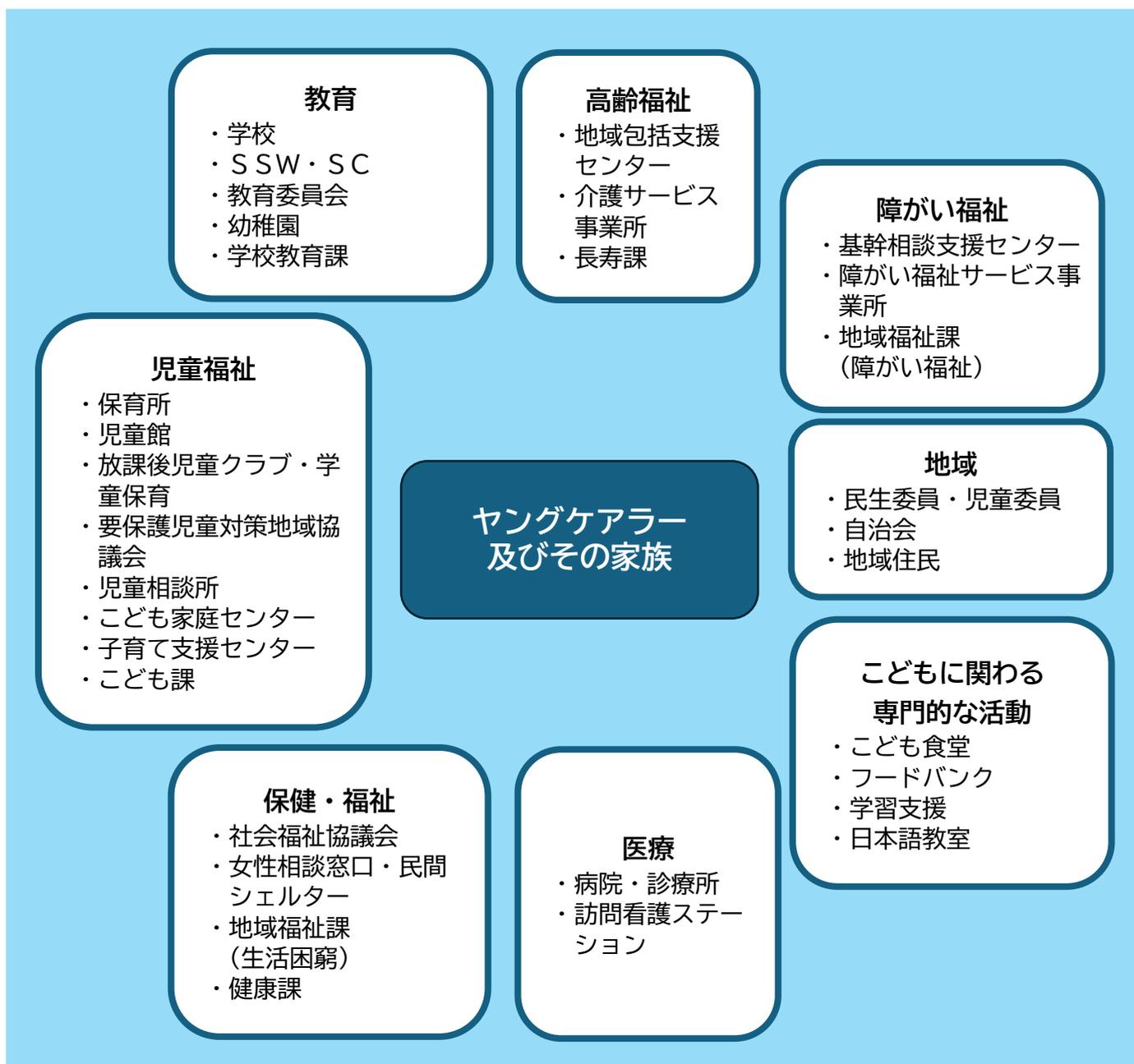
また、ヤングケアラーを取り巻く家族の状況やその意向にも十分に配慮をしなければなりません。関係機関がヤングケアラー自身やその家族との信頼関係を築き、繋がりをもって一体的な支援を行う必要があります。

ヤングケアラーは子どもへのアプローチだけでは解決できません。子どもを取り巻く環境によって生じる問題であるため、ヤングケアラー状態が発生している世帯に多機関・多職種でアプローチすることが求められます。

**[必要な支援策]**

- ・子育て世帯訪問事業の実施
- ・ファミリーサポート事業の活用
- ・その他アウトリーチ型支援の検討
- ・重層的支援（多機関連携が必要） 等

**関係機関との連携（イメージ）**



尾張旭市ヤングケアラーに関する調査報告書

令和7年4月

発行 尾張旭市

編集 こども子育て部こども家庭課

〒488-0074

愛知県尾張旭市新居町明才切 57

尾張旭市保健福祉センター

電話：0561-53-6101